

令和7年度第1回伊豆の国市特別職報酬等審議会 議事録

日 時 令和7年10月1日（水）午後2時から午後4時まで

場 所 伊豆の国市役所長岡庁舎3階第5会議室

出席者 尾沢委員、鈴木委員、土屋委員、山田委員、浅井委員、榊原委員、武田委員、
山下市長（途中退席）、原総務部長、総務課秋山課長、押尾主任主事

1 開会

2 市長挨拶

3 会長選出

- ・土屋委員を選出

4 会長挨拶

5 職務代理者の指名

- ・浅井委員を指名

6 諮問

7 議事

(1) 審議会の公開・非公開について

－事務局から説明－

委 員) 会議は非公開とした方が気を遣わないで発言でき、いろいろな意見が出ると思う。後日、資料等は公開するというところもあるし。

委 員) 賛成。

委 員) 過去の審議会はどうだったのか。

事 務 局) 本市でこれまでに開催した3か年については、いずれも非公開であった。他市町は公開・非公開半々くらい。

委 員) 公開とした場合、どの委員が何を言ったかというようなことがネットに上げられたりする恐れもあり、言いたいことがなかなか言えないと思う。最終的には議事録や資料が公開されるということなので、やはり非公開が良いと思う。

委 員) 言いたいことが言えた方が良いと思う。

会 長) それでは、非公開とすることとする。

- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額について
—事務局から資料 1～6 に基づき説明—

会 長) 三役給料と議員報酬の額について、いきなり金額をいくら上げるとか下げるとかということではなく、まずは、どのような考え方、視点で検討を進めていくのか、資料 2 にいろいろな考え方が記載されているので、それらも参考にして、第 1 回ではこの点を考えていきたい。まずは、三役の給料から意見を伺う。

委 員) 平成 21 年度当時の見直しで教育長が含まれていないのは、一般職扱いで、この後に特別職になったということか。また、その理由は。

事 務 局) 当時は、教育委員会制度の中で教育長の身分は特別職ではなく一般職であった。その後、制度改正で特別職となったことに伴い、平成 27 年度に開催した審議会では教育長の給料について審議し、結果的に据置きという結論に至った。

委 員) 資料 3 を見ると、人口比では裾野市、菊川市、牧之原市が近いと思うが、これらの市の最後の改定はいつだったか分かるか。直近で改定しているのであれば、何らかの合理的な理由があるのではないかと思いますので、その辺りの横の関係も考慮した方が良く思う。

委 員) 地域には特性があり、この地域は農業が盛んで、農地が多いために家を建てることができないとか、税金にも関係してくるとか、そういう要素もある。そうすると、一概に人口規模では比較ができないのではないかと思います。

委 員) いろいろな考慮要素があると思うが、人口比というのは他の自治体でも考慮している要素であり、それをなく決断するということとはできないと思う。委員がおっしゃったように市の税とか歳費の問題もあるので、その歳費の割合で決めるということのも一つだと思う。多様な要素を考慮して決定するというのが大事だと思うので、その考慮要素の一つとして聞いたところである。委員がおっしゃった住民税とか収入の資料とかも出してもらった方が良く思う。

会 長) 予算規模も当然違う。

事 務 局) 裾野市と牧之原市は今現在承知していないが、菊川市は平成 22 年 4 月から現在の額となっている。

委 員) 資料 2 に財政状況という言葉がよく出てくるが、例えば、裾野市は財政力指数が 1.03 にも関わらず、市長給料は上から 18 番目。それぞれの市で事情がある中で、この財政力指数も重要ではないかという考えを持っている。伊豆の国市の財政力指数が 0.60。会長は、以前、市

- の監査委員を務められていたが、財政面で他市と比べるとどうなのか。
- 会 長) 借金が結構多い。合併特例債の返済もこれから増えていく。ただし、内容的には決して悪いというわけではない。令和 11 年辺りが返済のピークだったと思うが、その辺りも考えていかなければならない。
- 委 員) いろいろな視点がきつとある、人口も財政力も。ただし、先ほど人事院勧告の結果も出てきたが、これは一般職の話なのかなと思う。
- 会 長) 人事院勧告は対象も社員が多い会社を主体としているので、その点も考慮しなければならないと思う。実際に市の職員の平均給料の上昇率は 1.0 で上がっていないので。市の予算に与える影響や市民の理解、そういったことも頭に入れないといけない。
- 委 員) 財政力指数には着目していかなければならないと思うが、しっかりと理解できていないので説明いただきたいということが 1 点と、確認として、この審議会を富士市は 2 年に 1 回、静岡県は 2、3 年に 1 回開催している一方で、伊豆の国市は約 15 年ぶり。今回改定したとして、今後、どのくらいのスパンで予定されているのか。
- 事 務 局) 先に、2 点目の今後の審議会については、景気が落ち込んで一般職の給料が下がった平成 22 年度前後に開催し、その後、長い間見直しをしてこなかった自治体も多い。近年開催された自治体では、今後は 2 年とか 4 年に 1 回開催すべきということが付帯意見として出されているところもある。そのようなこともこの審議会で御意見いただくことがあるかもしれないし、事務局としても、今後はある程度定期的に開催していくことも考えなければならぬとは思っている。財政力指数については、自治体の財政力を示す数値として整理されているが、算定式は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値である。この財政力指数が 1 を超えていれば、財源に余裕がある団体とされ、普通交付税の不交付団体になるというもの。当市は、財政力指数が 0.6 であり、決して高くはない。ただし、この数値の低下については、当市においては、現在、政策的に取り組んでいる結果という側面も有している。具体的には、合併自治体として、財政的に有利な合併特例債を積極活用することによって、他自治体よりもこの数値が下がる傾向にある。この財政力指数の変動のみをもって、財政的な優劣を判断することは難しいということも御理解いただきたい。
- 委 員) 何に着目するかという視点について、いくつかということか。
- 会 長) いくつか挙げて良い。
- 委 員) 市の財政力にプラスして、社会経済情勢ということもあるだろう。どこかの自治体でも書いてあったが、事業者も厳しい状態にあるとい

うことは、最低賃金が上がっているので従業員の給料も引き上げざるを得ないということだと思う。

委員) 最低賃金が上がっているが、今、静岡県は1,097円で全国的に10番以内に入ってしまった。東京に近いという立地的なこともあるだろう。

委員) あとは、市の税収。これも視点としては必要だと思う。

委員) 賃金が全体的に上がっていると言うと、多分上げる方向に行くのだろうけど、物価が上昇しているということになると、それをどう捉えるか。物価が上昇しているから、賃金据え置きのままでは生活がということで上げるようになるだろうし、一方で、市民の中で苦しんでいる方がいるので、そういうところにお金を回すべきだろうという発想であれば上がらないことになるだろうし、その捉え方というのはいろいろな議論があると思うので、考えた方がよい。資料の5に参考として公務に従事した日数、従事しない日数とあるが、市長は、公務に従事しない日数が64日、これはちょっと異常。休みが64日しかない、大変だから上げようという話になるのか。

委員) でも、その中には2時間くらいで終わるものもあつたりするのではないか、時間的にはどうなのか。

事務局) 委員が言われたように、例えば地区の祭りに1時間顔を出すというようなことも当然あり、この64日というのは、完全にオフの日ということ。

委員) 64日というと週に1日。いくらリーダーで特別職だと言っても、特別職だからストレスが溜まらないということではないと思うので、個人的には気の毒だなと思ってしまう。

委員) 孫がスポーツをしており、何かの大会だというと市長が顔を出してくれて、こどもたちも励みになるということがある。市長はこまめに回ってくれていると思う。

事務局) やはり、呼んでいただければ可能な限り伺いたいということはあると思う。

委員) 今の市長だからという話もあって、次の市長だったらどうなるのだろうと思う。だから、その辺は多分統一的に考えなければいけない。

事務局) 健康面は当然第一なので、例えば、午後から打合せなどがなければ帰って休んでいただくなど、そのあたりの調整は秘書の方でしている。ただし、公務の日数を数字にしたらこうなったということ。

委員) 例えば、伊東市のように、市長は据え置きで副市長と教育長は増額というようなこともあり得るのか。

- 事務局) 合理的な理由があればもちろんあり得ると思う。例えば、同規模自治体との比較で、市長はバランスが取れているが、副市長と教育長は大きく乖離しているとか。
- 会長) 一律に上げる必要はないということだが、例えば、副市長は県なり国から招く場合もある。そうすると、市に来る前に向こうで退職金が出るのか。
- 事務局) 出ていない。
- 会長) 県にいたときの給料と比較してどうなのか、また、教育長も元校長がなることが多いが、現役の校長と比べてどうなのか、そういった比較も必要かなと思う。
- 委員) 三役のそれぞれの職務的な視点も必要だと思う。
- 会長) 市長と他の2人は同じ特別職と言っても職務的に大きく違うので、一律に同じようにする必要はない。
- 事務局) 冒頭で言ったように、第2回のときにまた参考資料を御用意するが、今の時点で求められているのは、市の税収、他市の改定の時期、副市長の県在職時の給料との比較は年齢にもよるが、例えば仮に現在の副市長の年代での比較、それから教育長と校長の比較といったところで良いか。
- 委員) 税収は複数年分の方がいいと思う。単年ではなく直近5年とかで、増えているのか減っているのかなどが分かった方が良い。
- 会長) あとは、例えば1万円ほど上げるとなった場合に全体としてどのくらいになるのか。
- 委員) ボーナスまで含めて。
- 事務局) 次回は試算をいくつか御用意する。
- 委員) 視点で捉えるという話から言うと、さっき言った交付税の話で、議員もこのあと出てくる中で、一般職の給料も交付税措置されていると思うが、三役も含めて市の単費でどれくらいの給料がということが出るのか。議員は。
- 事務局) 議会費という概念で計算、例えば、10万人規模の自治体がこれくらいという単位費用という概念で交付税はそれぞれルール化されているので、その数字を示すことはできるが、なかなか委員が言うような形で、今実際かかっている費用のこの部分が交付税相当、それ以外はそうではない部分というその色分け的なものが、ちょっとイメージのどおりには。
- 委員) たぶん三役は無理だと思うが、分かるのであれば、議会だけでも良いので、交付税措置されているものと、単費のものを知りたいと思う。

- 事務局) 何か当たってみる。
- 会長) 考え方だが、市の財政力、市の予算に与える影響、市民の理解、他市との比較という考え方で良いか。次に議員の話だが、当然、市民の理解が得られないと話にならない。
- 委員) 市民の理解をどのように捉えるかだが、調べようがない。
- 委員) 議員については、活動費というものもある。
- 事務局) 資料3の7の一番右側に政務活動費という欄がある。一人当たり年額ということで、伊豆の国市が18万円、全くないところも5自治体あるようだが、大きいところでは静岡市が一人当たり3百万円。
- 委員) 市民の理解というのは、この審議会での理解ということで良いか。
- 委員) それで良いということだと思う。
- 委員) 賃金の上昇とか物価の変動とか、そういう個別の要素があって、市民の理解が得られるかどうかを判断するということ。アンケートを取るわけにはいかないのだ。
- 事務局) 特に、公共的団体の代表者として御参加いただいている方々もいるので。
- 委員) 答申をした後は議会で決議するという話だが、一応そのフィルターは、市民の代表者たる審議会を通したという意味で良いのか。
- 事務局) 話の建て付けとしてはそのとおり。市長が今回諮問しているので、審議会として答申していただき、その答申された内容を踏まえて条例を提出する形になるが、それをどういう形にするのか、審議会の意見どおりにするのか、それともそれに何らかの考え方を加えて出すのかというのは、市長部局側の方でまず考える要素が一つある。それと、出された条例案を議会の方が議決をするに当たっての最終的なチェックということがある。議員報酬については、伊豆の国市では市長部局が条例改正を提案するという形を取っておらず、あくまでも審議会からこういう答申を受けたということを議会の方に情報提供し、実際には議会の方で議員提案という形で議員報酬の条例改正案を出すということでやっている。資料4にある過去の改正の中で、三役は平成22年1月1日に条例が施行されたが、議会側は同じタイミングでの施行とはならず遅れ、なおかつ、答申された内容と違う額で議員報酬が改正されたという経緯がある。
- 委員) 資料5の4にある活動、これ以外にも活動はしていると聞くが。
- 会長) 個人的には、あちこち行っているという話を聞く。
- 事務局) 補足すると、これも公務ということで、議長に限らず、議員も年間活動と言うと、地区で市民の相談を受けたり、また、それが1時間だ

ったり、それをどう扱うかということは、特別委員会でも議論があったとは聞いているが、その資料は結果的に出てこなかった。この資料は議会事務局に依頼して出てきたものだが、議員の公務ということで言うと、先ほど市長の公務の中でも出てきた一時間の地区の祭りとかというのと同じで、そこまではちょっと確認できないということ。

委員) 参考として記載がある公務に従事した日数は、議長であって、議員の日数ではないということで良いか。

事務局) そのとおり。

委員) 議員の公務は。

事務局) 1の議会の主な年間活動の内、本会議の30回、常任委員会のどちらか一方で9回か10回、議会運営委員会と特別委員会は議員によって、全員協議会は全議員で16回ということになる。

委員) 議員として必ず行うものは、ここにある公的なものへの出席であって、多分個々の議員の活動ではなく、共通してこのような活動をするのでこの報酬を支払うことが妥当なのかということだと思う。職務範囲とか内容とか、そこに対価性がある活動なのかどうか、そこをはっきりさせた方が良いと思う。今のままだと、年間50日くらい出て5百万円もらうという話になる。議員によって活動している人もいればしていない人もいて、それでも全員を平均したら問題ないみたいな発想になるのか分からないが。

委員) 個々の活動は議会でもまとめられないのではないかな。

会長) 報酬を出すという対象は公務ではないか。それ以外の活動に支払う必要はない。

委員) 市民の理解と言うと、今回選挙になっていない。その選挙になっていないということをどう判断するか。

委員) 負託されていない。

委員) 負託されているのかということもあるし、例えば定数に満たないから無理やり出したみたいな話も聞いたりしたので、そうであれば、その前の議員定数が妥当ではないというような話にもなると思う。

委員) 新聞に議員定数の話も出ていたと思うが。

事務局) 資料1の中間報告にもあるとおり、特別委員会では、議員報酬のあり方と議員定数の適正化について調査されることとなっている。今回の中間報告をもって終了ということではなく、今後引き続き議員定数の適正化についても調査が進められるものと認識しているが、その結果がこの審議会の期間中に出てくるのかどうなのかというところは分からない。

- 委 員) 市議会調査検討特別委員会に所属している議員はどなたか。
- 事 務 局) 天野佐代里議員、蒲原宏幸議員、笹原恵子議員、田中正男議員、森下茂議員、山本昭彦議員の6議員で、議長と副議長がオブザーバーとして入っていると聞いている。
- 委 員) 市職員の初任給の引上げ率をもって議員報酬を決定することが望まれるとあるが、ここに至った議論の経過は分かるか。
- 事 務 局) 把握していないが、書いてあるとおり、県の見直しになったということ。
- 委 員) おそらくほかにも検討要素があって、結果的にこれによることが妥当だということになったのだと思うが、たぶんこの審議会で違う意見を出すとなると、その合理性について、反論ではないけどそれは違うのではないかということになるのではないかと思う。そうであれば、その判断過程を知っておいた方が良いと思う。
- 委 員) 確かに1.14倍ということになれば月に4万2千円の増額、年間にするとかかなりの金額になる。
- 委 員) 県の特別職の報酬の見直し方法に沿っているだけで言っているのか、それとも先ほどの議論でもあったが、プラスアルファの生活費のこともあるのか。あとは、市民の理解ということだと、選挙にはなっていないなくても、やっぱりもう少し上げるべきだという話になっているのか、又は公務日数がこれくらいだからということなのか。議会の側の実情が分からないので、その実情は知りたい。
- 委 員) 確かに分からない。だからこそ、先ほど言った議会の交付税措置がどれだけなのか、単費をどれだけ使っているのか、結果として伊豆の国市のお金がどれだけ使われているのかということが分かれば。議員は市民の代表なので、一番大事な視点は市民の理解という点だと思う。この資料1の裏の報酬額の参考というのは、参考で示したということで、この額にしろということではないということの良いか。
- 会 長) そのとおり、あくまでも参考ということ。
- 事 務 局) 望まれるとのこと。議会としてはこのような考え方を提示した。
- 委 員) 結局は議会が条例を作ることだったか。
- 事 務 局) 議員報酬についてはそのとおり。
- 委 員) どうこう言っても、議会が決めればそのようになるということ。
- 事 務 局) 形の上ではそういうことになるが、議員が提出するに当たっては、当然議会基本条例でも市民の意見を聞いてとか定められているし、この審議会から答申を受けているものについて全くないがしろにするということは、通常では考えにくいのかなと。ただし、テクニカルな

部分でできるかできないかという議論になると、止める術はないということにはなる。

委員) お手盛りにならないようにこの審議会があるという位置付けにはなっているが、個人的には、こんなに上げる必要があるのかと思ってしまっているので、やはり議会側の判断過程を精査しなければと思う。

委員) 資料1の中間報告に、例えばなり手不足というような言葉があれば、報酬を上げなければなり手がいない、若い人がならない、だから議員として生活できるような報酬にしなければならぬということなら分かる。その言葉が無いので、改選したばかりで、上げてもらうとありがたいというように思える。

事務局) 改定時期についても、この審議会の意見として出していただくことはできる。また、大卒初任給の1.14ということになった経緯については把握していないが、その辺りについて審議会から求められたので確認できないかということはあると思う。

委員) 初任給の考え方は、昨今の物価高、それから民間企業が賃上げしているから、結局そこにいつてしまうだけ。

委員) これが、市の職員が毎日働いて頑張っていて、上げようと言うなら分かるけど。

会長) これだけ活動しているから5百万円では足りないよというような資料を出してくれれば分かるけど、そのような資料も出ていないし。

委員) 先程から出ている政務活動費は、一律これだけ出ているのか。

事務局) 上限がこの額。

委員) 領収書が出ているのか。

事務局) 市のホームページで全て公開されている。

委員) それは報酬以外でかかっているコストということか。

事務局) そのとおり。

委員) 思ったより少ないと思った。月に3万円くらい出ているのではないかと思っていた。

事務局) 月に1万5千円。

委員) 一生懸命活動している議員ほど政務活動費が足りないと思う。

会長) この審議会は報酬のことについて検討するので。

委員) 一生懸命活動する議員は政務活動費が足りないのです、その分報酬をとっているのだと思う。

委員) ストレートで財政に影響してくる、これだけ上がればこれだけ影響が及ぶというように。

委員) 正直な話を言うと、議員が何をやっているか分からない。先ほど会

長がおっしゃったように、基本的には、報酬の対価が公務だと思う。それで、公務ははっきりしている。そのほかでどれだけ活動しているか、そこも踏まえて 500 万円くらいというのを受けているから、それでは足りないよということをもう少し具体的に説明してもらわないと分からない。

委員) 議員の仕事は議決権の行使なので、それに対して各自が自分なりに調査とかをしている、簡単に言うとそういうことだと思う。そのことについていろいろな所で話を聞いたり、日数的にもかなり長い時間活動している人もいるのだろうけど、逆に、全くやらなくても、公務に対してということで同じ報酬を得る。

委員) 報酬の対価として何を中心に捉えるかだが、公務というものを中心に捉えるしかないと思う。それに対してどこまで力を入れるかということが議員であって、それを超えたら残業代がもらえるかと言ったらそういう職業ではないので、ある程度類型化して、これくらいだったらこうなのではないかという話だと思う。例えばそれで議員が全く食べていけませんね、どうするんですかというのであれば話は別だが、今そういう話ではないわけである。そうすると、足りていないかもしれないけど足りているかもしれない、判断できないというようになってしまうと思うが、いかがか。事情が分からない。

会長) その辺りは議会に言って分かるのか。

事務局) どうしても議員個々によって違うということになると思う。議員の活動については、我々は明確に把握していないが、この審議会として、議会や議員の実態を我々事務局より把握している議会事務局長の出席を求めるということであれば、それは可能である。

委員) そうしていただいた方が分かりやすいのではないか。

委員) 考慮要素としてはこういうことになるけど、実情としてはという 2 段階の話になるのかなとは思う。

会長) どうしても現在の議員を中心に考えてしまうが、本当は将来的に若い人になってほしいのでこのくらいの報酬でも良いという考えがある気はするが。現在の議員を中心に考えると、そんなに上げる必要があるのかという意見になってしまうということ。

委員) 今、新しい方や若い方を議員にという流れで、今回選挙が無かったことも踏まえて、給料を上げることがそういった方たちの議員になろうというモチベーションにつながるかという視点がとても重要だと思う。この議員報酬というのが、生活給として使われているか使われていないかを事務局も把握していないということだが、考え方として

持っておくべきなのかどうか、ましてや若い人の生活給というところ
で見る必要があるのであれば、そこは一定程度の金額というのが必要
になってくるのかなと思う。

委 員) 仕事として、職業として議員を選ぶかと言うと、例えば本職を持っ
ていて、議会を夜にやってくれば報酬なんかは別にいらない、いく
らでも良いと言う人もいたので、いろいろな考え方があるのだなと思
った。一方で、政令市などではもう完全に職業で、大卒でそこに就職
するみたいな感覚もある。

委 員) 生活にどれだけ直結しているかという話だと思うが、例えば職員で
あれば、それでしか収入を得られないわけだから、物価変動とかそう
いうものに対しては応じるべきだろう。ただし、議員はそれぞれ生活
が違うと思う、他の仕事があり収入があるという。

委 員) 年齢的には年金もあるし、別の仕事の収入もあるだろうし。

委 員) 議員さんが全世代からなり得るようなシステムというか、そういう
ものであれば生活に直結している、だから考慮するということもある
だろうが、今の実情で物価の変動とリンクさせるのかということがあ
る。

委 員) 考え方としてはたぶん世間一般の社会情勢と比べると市民の理解は
得られないと思う。

委 員) 市民は理解できない、これだけの数字は。中小企業の労働者はこんな
に上がらないから。しかも月に21日くらい働いて、休憩1時間で8
時間働いて、こんなに上がらない。

委 員) 議会が言うとおりの1.14倍にすると、議員報酬だけでどのくらい上
がるのか。

事 務 局) 議員が現在30万円なので34万2千円、年収にすると現在より70万
円程度の増となる。

会 長) 議員全体ではどのくらいの増となるのか。

事 務 局) 全体では年間で1,224万円程度、1任期4年間で5千万円弱となる。

会 長) 理想は高い方がよいけれど、実際には財政的な問題もあるだろう。

委 員) 社会情勢と市民の理解、あとは財政力だが、財政力は議員が一番分か
っている。

委 員) 平成22年に改定したときは、近隣市町の状況や諸情勢から引き下げ
るということだったので、少なくともこの理由が今当てはまらないと
いうことであれば、引き下げた分は戻すということもあるのではない
か。そのくらいかなと思う。

委 員) それは考えられると思う。

委 員) 確かに元に戻すという考え方はあるかと思う。

委 員) このときは、答申は一律1万円の引き下げということだったけれども、議員の方はそうはしなかった。

会 長) では、今回お願いした資料を事務局に次回用意していただく。考え方としては、市の財政力、予算に与える影響、社会情勢、他市との比較、市民の理解。

事 務 局) では、次回御用意する資料は、先ほど言ったものに加えて、元に戻した場合と何%か上げた場合の財政負担を示すものということで良いか。

会 長) あとは三役の職務が分かる資料。

事 務 局) ほかにあれば、委員個々で良いので、事務局まで御連絡いただきたい。

委 員) 議会事務局長の出席を求めるという件はどうするか。

会 長) 聞かなければ分からないことがあるので、求めることとする。

事 務 局) 承知した。

会 長) それでは、事務局に依頼した追加資料も参考に、次回以降審議を進めていきたい。

- (3) その他
- ・特になし

- 8 その他
- ・事務局から次回開催等に関する事務連絡

- 9 閉会